

二〇二三年 第二回 神戸大本番レベル模試 国語

解答・採点基準

全3問 100分 150点満点

一 (80点)

〈現代文 松嶋健 「交換の論理と「能力」」〉

解答

問一 属性でなく能力に応じて選択される職業が個人のアイデンティティを決め、社会的地位の達成機会が理念上等しく、異なる価値を追求できる枠組みだけ制度となる社会への移行。(八〇字)

問二 能力の実現は個人に内属している潜在性や性向という存在の問題でなく、それが行為やその結果として発現するための条件となる状況や環境、活動の文脈の問題だということ。(七九字)

問三 市場における等価交換という信念のもと、能力という可能態は、有能な人材の獲得競争で生じる対価の大幅な格差を、機会の平等のもとで何をなすかによる評価で説明するため。(八〇字)

問四 能力主義において職業によってアイデンティティが決定される個人は何をなすかで評価される。なしたことと同一視された可能態としての能力は、所有されるモノとしてイメージされ、交換可能なものとされる。そうすることで、能力はもはや個人に内属するものでなく、社会的富の配分の不均等を市場における交換の論理によって説明する概念になる。(一五九字)

問五

(a) 処遇

(b) 契機

(c) 系譜

(d) 種子

(e) 返済

採点基準

- ▼ 採点に際しては、必ず解説を参照して、許容される解答を確認すること。
- ▼ 小問ごとに、**加点法・減点法併用**で採点する。**0点**以下になった場合、その問は**0点**とする。
- ▼ 「X」という内容(？点)の項目は、答案全体がどのような文章構成であるかにかかわらず、**答案の一部に要素Xが含まれているかどうかを判断する。**
- ▼ 「X1とX2がY」という論理関係になっていなければ、**？点減点**の項目は、**要素X1とX2が両方とも揃っている答案だけを判断の対象にする。**つまり、X1とX2のいずれかでも欠けている場合は、Yについての減点はしない(Yの欠けによって失点しているので、さらに減点する必要はない)。
- ▼ 各々の採点項目について、マルかバツかの二択で判断すること。誤字脱字以外の部分点は原則として認めない。

問一 14点満点

1. 個人のアイデンティティは属性によって決まらない、という内容(3点)
 - * 「属性」は「身分」「出自」「カースト」などの表現も可。
2. 個人のアイデンティティは職業によって決まる、という内容(3点)
3. 本人の能力次第で職業を選択できる、という内容(2点)
4. 各人による異なる価値の追求を可能にする枠組みだけを制度化する、という内容(3点)
5. 誰に対しても社会的地位の達成の可能性を開く「機会の平等」という理念、という内容(3点)
 - * 文末および解答全体の構造が「社会への移行」(もしくは、問いのカテゴリに対応する**答え**)になっていなければ、**1点減点**。

問二 14点満点

1. 能力の実現は個人に内属している潜在性や性向の問題でない、という内容(4点)
 - * 単に「デュナミス(可能態)ではない」としているものは不可。
2. 能力は一定の条件のもとで行為がなされて発現する、という内容(5点)
3. 能力の実現のための条件が、状況や環境、使えるリソース、活動の文脈である、という内容(5点)

* (行為が) 発現する／実現する／実際になされるは区別しなくてよい。

問三 14点満点

1. 市場では(労働力商品に対する)対価の大幅な格差が生じる、という内容(2点)

2. 1は、有能な人材の獲得競争によって生じる、という内容（2点）
* 「労働力商品のオークション的な状況」などの表現も可。
3. 市場において等価交換が行われているという信念が共有されている、という内容（2点）
* 市場における等価交換が前提になっている内容が読み取れる表現であれば広く許容する。
4. 機会の平等のもつて、人は何をなすかによる評価に応じた対価をもらう（べきだという考え）、という内容（2点）
5. 何をなすかを能力という可能態に読み替える、という内容（3点）
* 「可能態」は「個人に内属しているとされる潜在性や性向」「デュナミス」などの表現も可。
6. (5)によって) 市場における対価の格差を説明する、という内容（3点）
* 文末が「〜ため」「〜から」（もしくは、問いのカテゴリーに対応する答え）になっていないければ、1点減点。

問四 28点満点

1. 個人は何をなすかで評価される、という内容（4点）
2. 能力が個人の所有している交換可能なものとしてイメージされる、という内容（6点）
* 「個人の所有しているもの」に当たる内容がない場合、2点減点。ただし、「個人に内属している潜在性や性向」といった表現や、「行為やその結果として発現するための条件となる状況や環境、活動の文脈の問題ではない」といった表現も可。
3. 能力が実際になしたことに置き換えられる、という内容（4点）
* 「実際になされたこと（業績）」と能力の同一視」などの表現も可。
4. 能力主義における能力が、社会的富の配分の不均等を市場における交換の論理によって説明する概念である、という内容（14点）
* 「(等価) 交換の論理によって」に当たる内容がない場合、7点減点。
* 「有能な人材の獲得競争で生じる対価の大幅な格差」などの表現も可。
* 「市場における等価交換という信念のもとで対価の格差を説明するために、能力という可能態が持ち出される」などの表現も可。

問五 各2点 計10点

- (a) 処遇 (b) 契機 (c) 系譜 (d) 種子 (e) 返済
- * 部分点なし。

二(40点)

古文 『四条宮下野集』

解答

問一 ① 言い争い申し上げる

② 笑いなさるようだ

③ 露が降りる夜中に起きて誰が見たのか、いや、誰も少しも見なかった

④ 絡みつかせに早く鹿が来てほしい

問二 扇で音を立てて、師実との勝負に筆者が勝ったことを相手方に気付かせるため。(三六字)

問三 師実邸に来た証拠として和歌と、和歌に詠まれた萩を絡ませた鹿を模した作り物を置いてこようと思ったから。(五〇字)

問四 a たれ b たり c たり d たる

問五 口

採点基準

▼ 採点に際しては、必ず解説を参照して、許容される解答を確認すること。

▼ 小問ごとに、減点法で採点する。0点以下になった場合、その問は0点とする。

問一 15点満点

① 3点満点

1. 「あらがひ」を、「言い争う、張り合う、言い張る」などの意味に訳していなければ、2点減点。

2. 「申す」を、「く申し上げる」の意味に訳していなければ、1点減点。

* 謙譲語で訳していなければ、不可。「おくする」の訳は不自然な日本語になっていれば、不可。謙譲語補助動詞ではなく、「言い争って申し上げる」など、「言ふ」の謙譲語の訳になっていてもよしとする。

② 3点満点

1. 「笑はせたまふ」の二重尊敬を訳していなければ、1点減点。
2. 「なり」を（聴覚）推定の意味に訳していなければ、2点減点。

③ 5点満点

1. 「露おきて」を、「露の置いた夜中に、露が置いた秋萩を」などの意味に訳していなければ、1点減点。

* 「おきてたれかは見ける」と文章として整合性が取れるように繋げてあるかも見る。整合性に問題がなければ、多少不自然な日本語でも可とする。

2. 「おきて」の掛詞として、「起きて」の意味の訳がなければ、1点減点。
3. 「たれかは見ける」を、反語「かは・過去」ける」を踏まえて「誰も見なかった」の意味に訳していなければ、2点減点。

* 反語は、疑問としてしか読めないような訳になっている場合は1点減点。「誰が見たのだろうか、いや、く」など、過去に推量の訳が加えられていても可。

4. 「露」を、「少しも、全く、全然」などの意味に訳していなければ、1点減点。

④ 4点満点

1. 「しがらみに」を、「絡みつかせに、まといつかせに」などの意味に訳していなければ、1点減点。

* 名詞として訳してあるものは不可。

2. 「いつしか」を、「早く」の意味に訳していなければ、1点減点。
3. 「来なむ」を、「来てほしい」の意味に訳していなければ、1点減点。
4. 「いつしか」の掛詞の「鹿」の訳がなければ、1点減点。

問二 8点満点

1. 「扇で音を立ててく相手方に気付かせる」という内容がなければ、5点減点。
* 「音を立てて」の指摘がなければ、2点減点。
2. 「師実との勝負に筆者が勝ったことを」という内容がなければ、3点減点。
3. 「意図」の説明をする結び方になっていなければ、1点減点。

問三 10点満点

1. 「師実邸に来た証拠」という内容がなければ、4点減点。
2. 「和歌と作り物を置いてこようと思った」という内容がなければ、3点減点。
* 和歌のみ、もしくは作り物のみ指摘の場合は、2点減点。
3. 「和歌に詠まれた鹿と萩を模した作り物」という内容がなければ、3点減点。
* 作り物が和歌を模したものだという内容が書いていれば、具体性に欠けていても可。
理由を答える結び方になっていなければ、1点減点。
- 4.

問四 各1点 計4点

問五 3点

三(三〇点)

〈漢文 蘇軾『東坡居士艾子雜説』〉

解答

問一 ①と

- ②せうらうありといへども(別解…しょうらうありといえども)
③たれか

問二

- (ア) どうして大きな利益でないことがあろうか、いや大きな利益である。
(イ) 永遠に安逸でいられる。

問三 東海から武関に至るまで四千里に及ぶ大城を築くために、民衆から壮年の男子を動員させること。

問四 大城を築くことにより、将来の人民たちは永く安逸に暮らせるとしても、実際に築城する民は負担が大きく、自身は永遠を享受できないということ。(六七字)

採点基準

▼採点に際しては、必ず解説を参照して、許容される解答を確認すること。

▼小問ごとに、減点法で採点する。0点以下になった場合、その問は0点とする。

問一（各2点 計6点）

* ①③はそれぞれ完答のみ。

* ②は歴史的仮名遣いでも現代仮名遣いでも可。

* すべて平仮名で解答していなければ不可。

問二（各5点 計10点）

(ア)（5点満点）

1. 「豈」と「耶」を反語で「～でないだろうか、いや～だ」、または詠嘆で「なんと～ではな
いか」などと訳していなければ、2点減点。

2. 「不」を「～ない」などと訳していなければ、1点減点。

3. 「大利」を「大きな利益」などと訳していなければ、2点減点。

(イ)（5点満点）

1. 「可」を可能で「～できる」「～られる」などと訳していなければ、2点減点。

2. 「永」を「長く」「永く」「永遠に」などと訳していなければ、1点減点。

3. 「逸」を「安逸でいる」「安穩でいる」「平穩でいる」などと訳していなければ、2点減点。

* 「以」の訳は解答に反映されていなくてもよい。

問三（6点満点）

1. 「令」の内容として「民衆から壮年の男子を動員させること」などと説明していなければ、
2点減点。

2. 「令」の目的として「大城を築くこと」などと記述していなければ、2点減点。

3. 「大城」の説明として「東海から武関に至るまで四千里に及ぶ」などと記述していなければ、
2点減点。

*「東海から武関まで」などという大城の位置または、「四千里に及ぶ」という大城の長さの、
どちらかしか記述していなくても可。大城の規模の大きさを具体的に示せていれば可。

問四（8点満点）

1. 「百姓」の説明として「実際に大城を築く人民」などと記述していなければ、2点減点。

*「城を築く人」であることを示せていれば可。

2. 「不知享永逸者在何人也」の説明として1が「永い安逸を享受できない」などと記述して
いなければ、2点減点。

*「永い安逸を享受する者は誰か知らない」などとしているものは不可。

3. 「築城の負担が大きい」などと記述していなければ、2点減点。
4. 譲歩の意味を込めて、築城の恩恵は確かに「(ある)としても」「(ある)のに」などと記述していなければ、2点減点。
5. 「どういうことか」という問いに答える結び方になっていなければ、1点減点。